

令和7年度 認可外保育施設教育費給付にかかる給付対象施設 募 集 要 項

大阪市では、一定の要件を満たす認可外保育施設に通う3～5歳児（4・5歳児は平成29年度から実施、3歳児は令和元年度から実施）は幼児教育の無償化の対象になります。この募集要項では、令和7年度を対象期間として、認可外保育施設教育費給付にかかる給付対象施設に該当する認可外保育施設について、募集します。

募集要項の配布期間	令和6年12月9日（月） ～ 令和7年1月14日（火）
申請書類の受付期間	令和7年1月7日（火） ～ 令和7年1月15日（水）

令和6年12月
大阪市保育・幼児教育センター

令和7年度認可外保育施設教育費給付にかかる給付対象施設 募集要項

1 募集の趣旨

大阪市では、生涯にわたり自己実現をめざし、社会の一員として生きていくための道徳心・社会性、知性や体力の基礎を培う乳幼児期の教育の重要性に鑑み、すべてのこどもたちが家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育をうけることができるよう、こどもの教育費の無償化の実現に向け取り組んでいます。

平成28年度から幼稚園、保育所、認定こども園に通う5歳児を対象に教育費の無償化を開始しており、平成29年度からは対象年齢を4歳児に拡大するとともに、大阪市内に設置された認可外保育施設に通うこどもについても一定の要件を満たす場合、教育費の無償化の対象となります。そして、令和元年度からは対象年齢を3歳児まで拡充しています。

一定の要件についてですが、国が示す認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書または通知が発行されている認可外保育施設を利用していることを前提として、一定の教育の質があると認められた認可外保育施設を利用しているこどもが対象となります。

対象となる認可外保育施設については公募により選定しますが、「保育所保育指針等に準拠した『一定の教育の質』が認められた」とは、「施設における職員、保育・教育、安全・安心に関する内容について示した別添『給付対象施設の選定における審査項目』（以下、「審査項目」といいます。15ページから19ページ）の内容を満たし、給付対象施設に選定された」ということを指します。

本募集により選定された給付対象施設は、認可外保育施設指導監督基準を満たした上で、保育所保育指針等に準拠した「一定の教育の質」が認められた認可外保育施設となりますが、学校教育法に基づく幼稚園、児童福祉法に基づく保育所、認定こども園法に基づく認定こども園の認可・認定を受けた施設ではありませんので、十分ご留意いただき、保護者への説明にあたって、この点について誤解を与えないようにお願いします。

本募集要項の用語の定義などは、大阪市の解釈によるものとします。

※ 教育費の無償化にかかる給付は、認可外保育施設を利用するこどもの保護者に対する給付であり、認可外保育施設に対する運営費補助ではありません。令和7年度において給付対象となるこどもは、大阪市内に住所を有する、平成31年4月2日から令和4年4月1日生まれの3歳児～5歳児です。保護者が支払った保育料に対し、1か月あたり25,700円を上限として給付しますが、ここで言う保育料とは、基本的な教育・保育にかかった費用（基本料金）を指します。英会話、音楽教室等の受講、延長保育・一時保育等の付加的な教育・保育にかかる費用、教材費、食事代、おむつ代等の実費負担及び入会金、年会費等の一時的な費用は給付対象外となります。

※ 令和元年10月から国における幼児教育の無償化が開始されましたが、本募集は大阪市の独自に実施している幼児教育の無償化に基づくものとなります。そのため、給付対象となるこども、給付金額については、国における幼児教育の無償化と異なります。また、大阪市の幼児教育の無償化による給付、国の幼児教育の無償化による給付をあわせて受けることはできず、どちらかのみ給付となります。

2 給付対象施設として認める期間

令和7年度の1年間（令和7年4月から令和8年3月まで）

本募集要項に基づく選定の結果、給付対象施設に選定された認可外保育施設について、給付対象施設と認める期間は、令和7年度の1年間（令和7年4月から令和8年3月まで）になります。

また、審査によって給付対象施設に選定されたとしても、審査結果の通知日より前に認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書または通知が不交付になっていた場合は、給付対象施設から除外します。

令和8年度も引き続き給付対象施設と認められるためには、令和7年度中に実施する更新評価を受け、本募集要項の別添（15ページから19ページ）に示す審査項目を引き継ぐ更新評価の審査項目の内容を満たし、さらなる教育の質の向上に努めているかどうかについて、大阪市から改めて給付対象施設として認められる必要があります。令和9年度以降についても同様の取扱いとする予定です。

3 応募資格

応募資格は、次に掲げる項目を満たす法人または個人とします。

- (1) 児童福祉法第34条の15第3項第4号イからル（※1）及び同法第35条第5項第4号イからル（※2）に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定義される暴力団（※3）及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと。

※1 児童福祉法第34条の15第3項第4号

次のいずれにも該当しないこと。

- イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び第35条第5項第4号において「役員等」という。）であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業を行う者の管理者であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認

可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるものうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。第35条第5項第4号ホにおいて同じ。）が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ハ 申請者が、第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

チ ハに規定する期間内に第7項の規定による事業の廃止の承認の申請があった場合において、申請者が、ハの通知の日前60日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

又 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はハからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はハからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

※2 児童福祉法第35条第5項第4号

次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定める

ものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 申請者が、第58条第1項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該保育所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者が、第58条第1項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ハ 申請者が、第58条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第12項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第46条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第58条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第12項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

チ ハに規定する期間内に第12項の規定による保育所の廃止の承認の申請があった場合において、申請者が、ハの通知の日前60日以内に当該申請に係る法人（当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所（当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

又 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はハからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はハからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

※3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（略）

2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

4 設置・運営の条件

給付対象施設を設置・運営するにあたっての条件は、次に掲げる項目とします。

- (1) 本申請対象の認可外保育施設（以下、「当該施設」という。）を大阪市内に設置し、当該施設について、令和7年1月1日時点において、1年以上の運営実績があること。（令和6年1月1日以前に開設していること。）

なお、令和6年1月1日以前から開設しているものの、令和6年1月1日以降に施設の設置場所を移転していた場合（大阪市内での移動に限る。）も対象とします。ただし、当該施設が移転すること、あるいは、当該施設は移転しないものの他の認可外保育施設が当該施設の設置場所に移転することによって、他の認可外保育施設と合併した場合（他の認可外保育施設が3歳未満児しか受け入れていない場合は除く。）は対象としません。

- (2) 当該施設について、令和7年1月1日時点において、大阪市から認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付または通知を受けていること。

なお、企業主導型保育事業及び居宅訪問型保育事業を目的とする事業者は対象外とします。

- (3) 当該施設において、1日4時間以上かつ週5日以上教育・保育の実施を内容とする利用契約に基づき当該施設を利用している3～5歳児のこどもの数（児童数）が、1年間（令和6年1月から令和6年12月、長期休暇で月に1日も教育・保育の提供を設定していない月がある場合はその月を除く。）の各月1日時点（令和6年4月については利用開始日時点）すべてにおいて1人以上いること。なお、3～5歳児とは、令和6年1月から令和6年3月については平成29年4月2日から令和2年4月1日生まれのこどもを指し、令和6年4月から令和6年12月については平成30年4月2日から令和3年4月1日生まれのこどもを指します。

- (4) 当該施設について、令和7年1月1日時点において、当該施設に従事する保育従事者の必要数の2分の1以上は、保育士、看護師（准看護師を含む）、幼稚園教諭、子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育））の修了証書を交付された者であること。（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の認可外保育施設は認可外保育施設指導監督基準に示す保育従事者の必要数の3分の1以上は保育士、看護師（准看護師を含む）とすることを満たした上で配置すること。）

具体例

認可外保育施設指導監督基準に示す保育従事者の必要数が15人の場合

- 認可外保育施設指導監督基準を満たすため、必要数の3分の1以上にあたる5人以上は保育士、看護師（准看護師を含む）である必要があります。
- 設置・運営の条件を満たすため、必要数の2分の1以上にあたる8人以上は、保育士、看護師（准看護師を含む）、幼稚園教諭、子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育））の修了証書を交付された者である必要があります。
- 上の2点から、15人の保育従事者のうち、5人は保育士、看護師（准看護師を含む）の資格が必要となり、3人（8人（2分の1以上）－5人（3分の1以上））は保育士、看護師（准看護師を含む）、幼稚園教諭、子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育））の修了証書を交付された者の資格が必要となります。

- (5) 当該施設において、自園調理により食事を提供している場合、調理員は専任とし、保育

従事者と調理員を兼務させないこと。（調理員は専任として従事しなければならないので、1日のうちで、調理時間中は調理員として従事し、それ以外の時間は保育従事者として従事するといった場合は、この条件を満たしていないとします。管理者が保育従事者に含まれている場合も同様の取り扱いとします。）

(6) 当該施設において、当該施設の運営に対応した、次の①～⑥の内容に関するマニュアルを作成していること。

- ① 児童虐待を発見した場合の対応
- ② アレルギーのあるこどもへの対応
- ③ 食中毒の予防及び発生時の対応
- ④ 感染症の予防及び発生時の対応
- ⑤ 災害（火災、地震、津波等）や不審者侵入の発生時の対応
- ⑥ 事故の予防及び発生時の対応

5 欠格事項

大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱別表各号を準用し、次のいずれかに該当する申請者は選定を受けることができません。

- (1) 申請者またはその役員等が、暴力団員であると認められるとき
- (2) 申請者またはその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき
- (3) 申請者またはその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき
- (4) 申請者またはその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行をともにするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (5) 申請者またはその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき

6 スケジュール

本募集にかかるスケジュールは次のとおりです。

・募集開始	令和6年12月9日（月）
・質問受付期間	令和6年12月9日（月） ～令和6年12月13日（金） ※ メールのみによる受付
・質問に対する回答	令和6年12月20日（金） ※ 大阪市ホームページ掲載予定
・申請書類の受付期間	令和7年1月7日（火） ～令和7年1月15日（水）午後5時まで ※ 電話による事前予約が必要 （12月23日（月）～12月26日（木））

	(1月6日(月)～14日(火)) 申請書類受付日最終日1月15日、当日予約は不可
・書類審査の結果通知 ※ 設置・運営の条件を満たしているかどうか等にかかる審査	令和7年1月22日(水)(発送予定)
・実地調査 ※ 職員による審査項目に基づく現地確認	令和7年1月下旬～(予定)
・認可外保育施設教育費給付審査部会 ※ 外部有識者による審査	令和7年2月下旬～3月中旬(予定)
・選定結果通知 ※ 大阪市ホームページにも結果を掲載	令和7年3月下旬(予定)

※ 選定結果通知後、給付対象施設に選定された施設については、各施設を通じて、対象となるこどもの保護者に対する周知を依頼する予定です。

7 申請(応募)手続き等に関する事項

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和6年12月9日(月)から令和7年1月14日(火)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所

- ① 大阪市保育・幼児教育センター
大阪市旭区高殿6丁目14番6号
- ② 大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼保利用グループ
大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所地下1階北側

※ 募集要項については、大阪市ホームページにも掲載しています。申請様式については、ワード形式等で大阪市ホームページからダウンロードすることができます。

(2) 質問の受付

本募集要項の内容に関する質問については、「質問票」(様式6)に必要事項を記入し、令和6年12月9日(月)から令和6年12月13日(金)までの間に、メールにて、大阪市保育・幼児教育センター(メールアドレス：fb0134@city.osaka.lg.jp)まで提出してください。いただいた質問に対する回答については令和6年12月20日(金)(予定)に大阪市ホームページに掲載します。なお、質問内容が同じ趣旨の内容であると大阪市が判断した質問に対しては、1つの質問とみなし、まとめて回答する場合がありますので、ご了承ください。

また、公平性の観点から、電話や来訪等による口頭での質問については一切受付しませんので、ご注意ください。

(3) 申請書類の受付

ア 受付期間

令和7年1月7日（火）から令和7年1月15日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 受付場所

大阪市保育・幼児教育センター
大阪市旭区高殿6丁目14番6号（最寄り駅：Osaka Metro 谷町線「関目高殿」駅）

ウ 受付方法

申請書類の提出については、申請書類が揃っていることを確認しますので、受付場所への持参のみとなります。郵送による受付はいたしませんので、ご注意ください。なお、提出にあたっては、提出日時の事前予約が必要となります。大阪市保育・幼児教育センター（電話番号：06-6953-9105）まで、電話にて事前予約をお願いします。

<事前予約の受付期間>

令和6年12月23日（月）から令和6年12月26日（木）
令和7年1月6日（月）から令和7年1月14日（火）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

※ 申請書類の受付期間の最終日である1月15日(水)当日の事前予約はできませんので、ご注意ください。

エ 申請書類の受付にかかる留意事項

- 申請書類に不足等がある場合は受付できませんので、日時を改めて、再提出していただく必要があります。
- 申請書類の提出後、受付期間内における申請書類の差替えは可能ですが、受付期間終了後については差替えできません。
- 受付期間の最終日、またはその前日については、多くの申請者からの提出が予想され、提出日時の事前予約が難しくなる可能性があり、また、申請書類の不足等があった場合、受付期間内の提出に間に合わない場合も出てきますので、できるだけ早めに提出していただきますようお願いいたします。
- 申請書類の提出をもって、申請者は本募集要項の記載内容について承諾したものとみなします。
- 申請書類を提出したあとに申請を辞退する場合は、応募申請辞退届（様式7）を提出してください。（受付期間内であっても、受付した申請を取り下げるときは、申請辞退届が必要となります。）

(4) 申請書類について

ア 申請書類

申請書類は、次のとおりです。

番号	申請書類	様式
1	認可外保育施設教育費給付にかかる給付対象施設応募申請書	様式1
2	申請者・施設の概要について	様式2
3	施設平面図（各保育室等の面積、定員、歳児などがわかるもの）	任意
4	施設内状況がわかる写真（出入口、保育室、調理室、手洗い場、トイレ等）	任意
5	管理者の資格証明書の写し（教育・保育にかかる資格のみ）	—
6	職員の資格証明書の写し（教育・保育にかかる資格のみ）	—
7	職員配置ローテーション表（令和6年11月11日からの2週間分） ※各日の時間別・年齢別在籍児童全員の出席状況がわかるものも添付すること。	任意
8	職員の出勤簿（令和6年11月分）	任意
9	職員研修計画（令和5年度・令和6年度の2年分）	任意
10	職員研修を実施した記録（令和5年度分）	任意
11	施設における教育・保育の内容等について	様式3
12	保育所保育指針に基づく全体的な計画（令和6年度分）	任意
13	年間行事計画（令和6年度分）	任意
14	年間指導計画（令和6年度分）	任意
15	月案（3・4・5歳児全クラスの令和6年11月分）	任意
16	週案（令和6年11月の3・4・5歳児全クラスの1週間分）	任意
17	デイリープログラム（16番の週案と同じ週のものすべて） ※日々の振り返りがわかるもの（保育日誌等）も添付すること。	任意
18	保護者への情報提供の書類（利用開始時説明書類、園だより等）	任意
19	献立表（令和6年11月分）※すべてのこどもが弁当持参の施設は除く	任意
20	食育年間計画（令和5年度・令和6年度の2年分）	任意
21	食育実施記録（令和5年度分）	任意
22	保護者との情報交換の書類（連絡帳等）	任意
23	懇談会や保育参加の実施状況が確認できる書類	任意
24	こどもの教育・保育等について記録した資料（保育所児童保育要録など）	任意
25	各種マニュアル（①～⑥の内容に関するマニュアル） ①児童虐待を発見した場合の対応、②アレルギーのあるこどもへの対応、 ③食中毒の予防及び発生時の対応、④感染症の予防及び発生時の対応、⑤ 災害（火災、地震、津波等）や不審者侵入の発生時の対応、⑥事故の予防 及び発生時の対応	任意
26	大阪市発行の認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書または通知の写し	—
27	委託契約書の写し ※事業所内保育施設で委託により運営している場合のみ	—
28	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※申請者が法人の場合のみ	—
29	住民票の写し ※申請者が個人の場合のみ	—
30	印鑑登録証明書	—

<次のページに続く>

番号	申請書類	様式
31	当該施設の使用権原がわかるもの（建物の登記事項証明書（全部事項証明書）、賃貸借契約書の写しなど）	—
32	応募資格（1）及び（2）を満たす旨の誓約書	様式4
33	実地調査日程調整表	様式5
34	返信用封筒（書類審査の結果通知用） ※長形3号封筒に選定結果通知の送付先を明記し、特定記録郵便相当の切手（320円）を貼付したものを1通	—

- ※ 「様式」欄で、「様式」となっているものは、本募集要項で示す様式を使用し作成してください。「任意」となっているものは様式の指定はありません。「—」となっているものは既定の書類です。
- ※ 28番から31番の申請書類（31番は建物の登記事項証明書を提出する場合のみ）については、原本かつ発行後3か月以内のものを添付してください。

イ 提出部数

提出部数は、正本（申請書類1番から33番を綴じたもの）1部及び副本（申請書類1番から25番を綴じたもの）6部の計7部です。（申請書類26番から33番については正本のみに綴じ、副本には綴じないでください。）

申請書類については、上のアの申請書類の番号ごとにインデックスをつけ、申請書類について1ページから最終ページの通し番号でページ番号を付与した（申請書類ごとに番号を付与するのではなく、全体を通して番号を付与します。）上で、1部ずつA4ファイルに穴をあけて綴じてください。クリアブックリフィル（ポケット）等での提出は不可とします。

- ※ 大阪市が必要と認める場合、申請書類提出後に追加書類の提出を求める場合があります。
- ※ 提出書類は、日本語、A4サイズで作成してください。日本語以外の言語で作成している書類については、必ず日本語に翻訳した書類を添付してください。
- ※ A4サイズ以外で作成した書類については、A4サイズに縮小すると文字が認識できないなどがない限り、A4サイズになるよう拡大・縮小して添付してください。なお、両面印刷での提出も可能です。

ウ 申請書類の作成にかかる留意事項

- 申請書類の作成に要する費用は、申請者の負担とします。
- 申請書類は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- すべての申請書類は返却しません。
- 申請書類は、審査、選定、更新評価及び選定後の指導の用以外に申請者に無断で使用しません。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）

8 選定に関する事項

給付対象施設の選定については、まずは、4の設置・運営の条件（5ページから6ページに掲載）などを満たしているかどうかを確認する書類審査を行います。そして、書類審査の結果を各申請者に通知したのち、設置・運営の条件などを満たしている施設に対して、実地調査を実施します。実地調査については、大阪市職員が当該施設を訪問し、本募集要項の別添（15ページから19ページ）に示す審査項目の内容に対する適合状況等についての現地確認及び職員に対するヒアリングを行います。実地調査ののち、外部有識者により構成された認可外保育施設教育費給付審査部会（以下、「部会」という。）において、審査項目の内容への適合について審査します。部会での審査では、大阪市職員による実地調査の結果報告、申請者によるプレゼンテーション、部会委員による申請者へのヒアリングを行います。そして、部会による審査結果を踏まえ、大阪市が給付対象施設を選定します。

この一連の選定にかかるスケジュールは、次のとおりです。

・書類審査の結果通知 ※ 設置・運営の条件を満たしているかどうか等にかかる審査	令和7年1月22日（水）（発送予定）
・実地調査 ※ 大阪市職員による審査項目に基づく現地確認	令和7年1月下旬～（予定）
・認可外保育施設教育費給付審査部会 ※ 外部有識者による審査	令和7年2月下旬から3月中旬（予定）
・選定結果通知	令和7年3月下旬（予定） ※ 大阪市ホームページにも結果を掲載

（1）書類審査

書類審査では、4の設置・運営の条件（5ページから6ページに掲載）などを満たしているかどうかについて確認します。確認後、申請者に対し、書類審査の結果通知を申請書類34番の返信用封筒に入れて令和7年1月22日（水）に発送する予定です。（書類審査の結果、条件に適合した申請者のみ、次の実地調査に進みます。条件に適合しなかった申請者は、書類審査のみで審査は終了し、選定対象から除外されます。）

（2）実地調査

書類審査で設置・運営の条件を満たしていた申請者に対しては、結果通知の封筒に、実地調査の日時等を記載した書類が同封されています。審査の都合上、調査日時の変更は基本的にはできませんが、やむを得ない事情がある場合は、日程調整します。なお、実地調査は、令和7年1月下旬から開始する予定です。

実地調査では、本募集要項の別添（15ページから19ページ）に示す審査項目の内容に対する適合状況等について、大阪市職員による現地確認及び職員へのヒアリングを行います。実地調査には半日程度（午前中）かかる予定です。

(3) 部会による審査

部会では、本募集要項の別添（15ページから19ページ）に示す審査項目の内容への適合について審査します。部会での審査では、次の審査方法により、総合的に審査し、採点します。

- ・ 実地調査の結果報告
- ・ 申請者によるプレゼンテーション（施設で行う教育・保育内容について）
- ・ 部会委員による申請者への申請書類の記載内容等にかかるヒアリング

※ プレゼンテーション及びヒアリングについては、10分のプレゼンテーションを行い、その後、20分程度のヒアリングを行うという流れになる予定です。

※ プレゼンテーション及びヒアリングにおいては、申請者の代表者（または事業責任者）及び施設の管理者の出席が必要であり、4人まで出席可能です。ただし、出席できるのは、経営者、従業員に限ります。

※ プレゼンテーション及びヒアリングの開催日時については、大阪市から事前に連絡します。やむを得ない事情がある場合を除き、開催日時の変更はできません。出席しなかった場合は、審査対象から除外します。（審査対象から除外したことについて改めて通知しませんので、ご注意ください。）

※ 改めて連絡しますが、審査時に、選定結果通知を封入する返信用封筒を提出していただきます。

プレゼンテーション及びヒアリングを行い、申請者が退出したのち、部会委員による審査を行います。

(4) 給付対象施設の選定

給付対象施設は、部会による審査結果を踏まえ、大阪市が決定します。部会による審査において、「審査項目の内容を満たす施設」となった施設の中から、予算の範囲内で、点数の高い施設から順に給付対象施設を決定します。

(5) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、決定後速やかに部会による審査を受けたすべての申請者に通知し、また、大阪市ホームページに掲載します。（給付対象施設に選定された施設の一覧を大阪市ホームページに掲載する予定です。）

(6) 失格事項

次のいずれかに該当した場合、選定対象から除外します。

- ア 部会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めたとき
- イ 審査に関する不当な要求等を申し入れたとき
- ウ 申請書類に虚偽の記載があったとき
- エ 申請書類の記載内容に齟齬があったとき
- オ 本募集要項に違反または著しく逸脱したとき
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき

(7) 審査項目

本募集要項における審査項目は、別添（15ページから19ページ）の「給付対象施設の選定における審査項目」のとおりです。

9 その他留意事項

給付対象施設に選定された施設については、次の点について、ご注意ください。

- 保護者に対し給付対象であることを速やかに周知していただくとともに、『大阪市認可外保育施設教育費給付費交付要綱』等を理解し、保護者に給付申請手続きについて周知してください。特に、交付決定をもって給付費が交付されるのではなく、年度における保育料の支払いが終わったあとに提出する実績報告に基づき交付されることについてはもれなく周知してください。

＜大まかな給付金交付の流れ＞

申請（保護者） ⇒ 決定（大阪市） ⇒ 実績報告（保護者） ⇒ 交付（大阪市）

- 給付対象となることは、大阪市内に住所を有する、1日4時間以上かつ週5日以上教育・保育を内容とする契約で施設を利用し、契約期間が1か月以上となることですが、保護者が行う交付申請の提出にあたってはその利用契約の内容が分かる書類の添付が必要であるため、契約書等の文書を保護者と交わしておいてください。
- 保護者が行う実績報告の提出にあたっては、保育料を支払ったことがわかる領収書等の添付が必要になります。また、給付対象となる保育料は、基本的な教育・保育にかかった費用（基本料金）だけであり、付加的または一時的な費用は給付対象外となります。保護者の支払った保育料について、金額と内訳（基本料金がいくらかがわかるもの）を示した領収書等を必ず保護者に渡してください。
- 保護者によっては、国における幼児教育の無償化の対象となることで、本募集にかかる大阪市独自の制度から国の制度に移行する保護者が出てきますので、大阪市の制度、国の制度の違い等を十分に理解し、保護者に適切な助言を行ってください。
- 給付対象施設に選定されたのち、正当な理由なく保育料の値上げをしないでください。保育料を値上げする場合は、値上げを実施する前に、値上げする理由及び値上げについて保護者全員からの同意を得ていることを大阪市まで連絡してください。正当な理由がなかった場合や事前に大阪市に連絡がなかった場合は、更新評価において減点要素として評価する場合があります。
- 給付申請にかかる保護者や子どもの個人情報を収集し、給付費交付とは別の目的に利用したり、外部にもらしたりすることがないようにしてください。もし、これらのことが判明した場合、給付対象施設から除外する場合があります。
- 利用児童の保護者への教育費給付事務については大阪市子ども青少年局幼保施策部幼保企画課が行い、本市の各種規程に基づき、給付にあたり必要な書類の提出を求めます。
- 『大阪市認可外保育施設教育費給付費交付要綱』に違反することがあれば、給付対象施設から除外する場合があります。
- 給付対象施設に選定されたのち、設置・運営の条件（5ページから6ページに掲載）を満たさないことが判明した場合は、給付対象施設から除外します。

- 給付対象施設に選定されたのち、施設の設置場所を移動する場合（大阪市内での移動に限る。）については、新たな設置場所が設置・運営の条件（5ページから6ページに掲載）を満たすと大阪市が認めた場合に限り、引き続き、給付対象施設として認めます。なお、現在の設置場所を運営しつつ別の場所に新たな施設を設置する場合、新たな施設については給付対象外です。また、給付対象施設に選定されたのちに、当該施設が移転すること、あるいは、当該施設は移転しないものの他の認可外保育施設が当該施設の設置場所に移転することによって、他の認可外保育施設と合併した場合（他の認可外保育施設が3歳未満児しか受け入れていない場合は除く。）は給付対象施設から除外しますので、ご注意ください。施設の設置場所を移動する場合は、事前に大阪市保育・幼児教育センターまで連絡をお願いします。
- 運営を委託している場合で、給付対象施設に選定されたのちに委託事業者の変更があった場合、引き続き、給付対象施設としますが、次年度以降の更新評価において、事業の引継ぎが円滑に行われておらず、事業の継続性がみられないと判断した場合は、給付対象施設から除外する場合があります。
- さらなる教育・保育内容の充実のため、職員の質の向上に努め、大阪市が認可外保育施設を対象として実施する研修については積極的に参加してください。また、大阪市職員による訪問ヒアリングを行う予定ですので、このヒアリングを積極的に活用し、教育・保育内容の充実に努めてください。
- 大阪市では、平成31年3月に「就学前教育カリキュラム」を策定しています。施設における教育・保育内容の充実にあたっては、このカリキュラムについても積極的に活用してください。リンク先：<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000446892.html>

10 本募集要項の担当

大阪市保育・幼児教育センター

〒535-0031 大阪市旭区高殿6丁目14番6号

電話番号 06-6953-9105

ファックス番号 06-6952-0178

別添（給付対象施設の選定における審査項目）

「保育所保育指針等に準拠した『一定の教育の質』が認められた認可外保育施設」にかかる審査項目

大項目		小項目		
		内 容	内 容	
1	管理者	管理者は、教育・保育施設の運営に携わった経験を有し、職員への指導力を発揮している。	1	管理者は、認可外保育施設等の教育・保育施設の運営に携わった経験を有している。
			2	管理者は、中長期的な運営の方針及び目標を持ち、その実行に向けて、職員への指導力を発揮している。
2	職員	安心・安全に教育・保育を提供する職員体制を確保し、職員の質の向上に努めている。	3	クラスの担任が固定しているなど、日々の教育・保育の中で職員間の役割と責任の範囲を定めており、また、その上で、主たる開所時間内において認可外保育施設指導監督基準に示す保育従事者の必要数を越える職員配置を行う時間を設けていることにより、安心・安全に教育・保育が提供できる職員体制となっている。
			4	人材育成にかかる研修計画等を作成した上で、職員会議や職員研修を行うための時間及び書籍等を確保するなどにより、職員一人ひとりの研修の機会が確保されている。
3	全体的な計画の編成	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、こどもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成し、保育計画に反映されている。	5	全体的な計画が、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成され、保育の方針や目標に基づいて編成されている。
			6	全体的な計画は職員全員が参画して編成し、定期的に評価して、次への編成にいかしている。
			7	保育計画として作成する年案、月案、週案、日案、年間行事計画等について、相互につながりがあるものとなっており、全体的な計画とも整合性がとれている。
			8	保育の実践が記録され、可視化により共通理解ができるようになっている。
4	生活と遊び	生活や遊びが教育・保育の中心となるよう、適切な環境が整備され、教育・保育の内容や方法に配慮されている。	9	保育所保育指針・幼稚園教育要領で示す5領域の内容を、生活や集団における遊びを通して総合的に身につけられるよう計画し、実践されている。
			10	3歳以上児の教育・保育において、個の成長と集団としての活動が充実するように保育環境が整えられている。
			11	3歳以上児の教育・保育において、集団の中で一人ひとりの個性が活かされ、友だちと共に過ごしたり、力をあわせながら遊びや活動が取り組めるように職員が適切に関わっている。

大項目		内 容	小項目	
				内 容
5	発達と援助	こどもの生活と発達について、こども一人ひとりを受容し、理解を深めた働きかけや援助が行われている。	12	こどもの発達と発達過程、家庭環境等から生じるこども一人ひとりの違いを十分に把握し、尊重している。
			13	こどもの欲求や要求に対して、そのつど気持ちを受け止めて対応し、こどもにわかりやすい穏やかな言葉使いで接している。
			14	泣くこどもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、こどもの状況に応じて、抱いたり、やさしく声をかけたりしている。
6	基本的な生活習慣	こどもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	15	食事、排泄、睡眠、着脱、清潔などの基本的な生活習慣の確立ができるような環境が整えられている。
			16	自分の健康に関心を持ち、病気の予防や健康増進のための習慣や態度を身につけられるような働きかけがされている。
			17	戸外で遊ぶ時間や環境が確保され、遊びの中で、こどもたちが自ら進んで体を動かすことができるような働きかけがされている。
7	人間関係	こどもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような環境が整備されている。	18	こどもが自発性を発揮できるような働きかけをし、こどもたちが友だちと協同して活動できるような働きかけをしている。
			19	こども同士の関係をよりよくするような適切な言葉かけをし、けんかの場面では、危険のないように注意しながら、こどもたち同士で解決するように援助している。
			20	当番活動や順番を守る、あいさつができる、物を大切に扱うなど、社会的ルールや態度を身につけていくように配慮している。
8	自然・社会	こどもが主体的に身近な自然や社会とかわれるような環境が整備されている。	21	こどもが身近に動植物に接する機会をつくっている。
			22	散歩や行事などで、こどもたちが主体的に地域の人たちに接する機会をつくり、また、地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。
			23	季節や時期、こどもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える地域の伝統的な行事などを日常保育の中に取り入れている。
9	言語環境	こどもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような環境が整備されている。	24	遊びや活動の中で、様々な話し言葉に触れる機会を設け、絵本の読み聞かせや紙芝居などを積極的に取り入れている。
			25	クレヨン・絵具・粘土・紙など、様々な素材や用具などをこどもが自分で考え選んで工夫して遊ぶことができるように用意されている。
			26	こどもが遊びの中で自由に歌ったり、踊ったり、いろいろな楽器を楽しんだりすることができ、身体を使った様々な表現遊びが取り入れられている。

大項目		小項目		
		内 容	内 容	
10	小学校就学に向けた配慮	教育・保育内容において、小学校との連携や就学を見通した配慮が行われている。	27	小学校のことについて知ったり、小学生と交流したりすることで、こどもが小学校以降の生活について見通しを持てるようにする機会が設けられている。
			28	保護者が小学校以降のこどもの生活について見通しを持てるような場が設けられている。
11	こどもの人権の尊重	こどもの人権を尊重し、不適切な養育や虐待を受けていると疑われるこどもの早期発見及び虐待の予防に努め、体罰等こどもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	29	こどもの基本的人権の尊重やプライバシーの保護についての考えをまとめたマニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
			30	児童虐待を発見した場合の対応について定めたマニュアルが利用することもやその保護者の実態に応じたものとなっており、不適切な養育や虐待を受けていると疑われるこどもの早期発見に努めている。
			31	職員に対して、不適切な養育や虐待が疑われるこどもの特徴をはじめ、虐待に関する理解を促すための取組を行っている。
			32	職員による体罰や暴言、威嚇等起こりやすい状況や場面について、体罰等を伴わない援助技術を修得できるよう研修や話し合いを行っている。
12	教育・保育環境	生活にふさわしい場として、こどもが心地よく過ごすことのできるような教育・保育環境が整備されている。	33	採光や換気、保温、清潔等の環境保健に配慮している。また、手洗い場・トイレは、明るく清潔で、こどもが利用しやすい設備が用意され、安全への工夫がされている。
			34	安心した環境の中で、自由に遊びに取り組めるよう配慮され、一人ひとりのこどもがくつろいだり落ち着ける場所がある。
			35	保育室の環境の色彩や音、家具や遊具の素材・配置等が工夫されており、安心して豊かな活動ができるように配慮されている。
13	食事の提供	食事を楽しむことができる工夫をし、アレルギー対応、食中毒の予防や発生時の対応についての体制を整備している。	36	食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮する、こどもが友だちや職員と一緒に食事を楽しむ、こどもが配膳や後片づけなどに参加するなどにより、こどもが食べ物に関心を持つよう工夫している。
			37	食事の献立については、旬の物や季節感のある食材を活かし、行事食なども随時取り入れ、個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
			38	アレルギーや食中毒に対応するマニュアルが施設運営や利用するこどもの実態に応じたものとなっており、職員に周知徹底するとともに、食事の際、職員全員の認識のもと、アレルギーのあるこどもと他のこどもたちとの相違に配慮している。

大項目		小項目		
		内 容	内 容	
14	こどもの健康管理・感染症予防	こどもの健康管理は、こども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	39	既往症や予防接種など保護者からこどもの健康に関する必要な情報が常に得られるように努め、一人ひとりのこどもの健康に関する情報を関係職員に周知している。
			40	体調のすぐれないこどもについては、保護者と確認し、食事の内容やその日の過ごし方について柔軟に対応している。こどもの体調悪化・けがなどについてはとくに留意して保護者に伝え、事後の確認をしている。
			41	感染症の予防と発生時等の対応マニュアルが施設運営や利用するこどもの実態に応じたものとなっており、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催するなど、職員に周知徹底している。
15	安全管理	災害時、事故発生時等におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	42	火災、地震、津波、不審者の侵入等への対応を示した安全管理マニュアルが施設周辺の状況や施設運営、利用するこどもの実態に応じたものとなっており、定期的に避難訓練を行う等により、職員に周知徹底している。
			43	日常の安全管理や事故防止、耐震対策のため、設備等（遊具・玩具・用具・園庭など）の安全点検を定期的に行っている。
			44	事故の予防及び発生時の対応マニュアルが、あらゆる事故を想定した上で、事故発生時にはすぐに対応できるように構成されており、職員に周知徹底するとともに、事故発生時の危険性の軽減策の1つとして、「慣らし保育」の仕組みを導入し、保護者が関心を持っているような場合には保護者に対し啓発を行うことができている。
45	事故等による心停止等に対応するため、AEDをすぐに使用できる環境を整えるとともに、管理者も含めた複数の職員が普通救命講習を受講している、または、受講を予定している。			
16	保護者に対する支援	家庭とこどもの教育・保育が密接に関連した保護者支援を行い、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	46	連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行った上で、日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係がつけられている。
			47	個別の相談や送迎の際の対話など記録等によってそのことが確認できる。また、家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。
			48	保護者との相互理解のために懇談会などの話し合いの場を設けたり、保護者の保育参加を行うなど、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。

大項目		小項目		
		内 容	内 容	
17	苦情解決・記録の管理	苦情解決の仕組みが確立しており、また、こどもに関する記録が適切に行われている。	49	苦情解決の体制を整備し、保護者への周知を行い、苦情を受け付けし解決を図った記録が適切に保管されている。
			50	こども一人ひとりの教育・保育、健康管理についての記録を統一した様式等により記録し、職員間で共有されている。

- ※ 審査項目（大項目）17項目に基づき、審査項目（小項目）50項目を設定しています。
- ※ 各審査項目（小項目）への配点は2点とし、100点（50項目×2点）を満点とします。
各審査項目（小項目）における採点の考えは、次のとおりとします。
2点 … 項目の内容を満たしている
1点 … 項目の内容を概ね満たしているが、改善が必要などところがある
0点 … 項目の内容を満たしていない
- ※ 審査の結果、各審査項目（大項目）17項目で50%以上の点数を獲得し、かつ、全体で60点以上の点数を獲得した施設を「審査項目の内容を満たす施設」とします。

参考資料（令和7年度大阪市認可外保育施設教育費給付費について）

この参考資料で示す給付制度については、令和7年4月から令和8年3月までの間に適用される制度です。

（1）給付対象児童について（国の幼児教育・保育の無償化対象以外の児童）

次の要件すべてを満たす児童が、給付対象児童となります。

- ・ 大阪市内に住所を有すること
- ・ 3歳児～5歳児（平成31年4月2日から令和4年4月1日生まれ）であること
- ・ 幼稚園、保育園、認定こども園を利用していないこと
- ・ 国の幼児教育・保育の無償化の対象となっていないこと
- ・ 利用する認可外保育施設との利用契約について、1日4時間以上かつ週5日以上¹の教育・保育を内容とする契約で、契約期間が1か月以上であること
- ・ 給付対象施設である認可外保育施設を利用していること

（2）給付金額の計算について（1月につき）

次の①と②の金額が小さい方が給付費の額となります。ただし、20,000円を下回らないものとします。

- ① 給付対象児童の保護者が、令和7年度に利用している給付対象施設に支払った保育料（※）の2分の1
- ② 25,700円

（10円未満切捨）

例1：月額保育料60,000円の認可外保育施設を12か月利用した場合

$$\textcircled{1} 60,000 \text{円} \times 1/2 = 30,000 \text{円}$$

$$\textcircled{2} 25,700 \text{円}$$

$$\textcircled{1} > \textcircled{2} \text{ であるため、給付金額は } 25,700 \text{円} \times 12 \text{か月} = 308,400 \text{円}$$

例2：月額保育料38,000円の認可外保育施設を12か月利用した場合

$$\textcircled{1} 38,000 \text{円} \times 1/2 = 19,000 \text{円}$$

$$\textcircled{2} 25,700 \text{円}$$

$$\textcircled{1} < \textcircled{2} \text{ であるが、下限が } 20,000 \text{円} \text{ であることから、給付金額は } 20,000 \text{円} \times 12 \text{か月} = 240,000 \text{円}$$

例3：月額保育料58,860円の認可外保育施設を、月途中の7月20日から年度末まで利用し、7月分の保育料が19,620円である場合

$$\textcircled{1} 58,860 \text{円} \times 1/2 = 29,430 \text{円} \text{【8月～】}$$

$$\textcircled{2} 19,620 \text{円} \times 1/2 = 9,810 \text{円} \text{【7月】}$$

$$\textcircled{3} 25,700 \text{円} \times 12 \text{日} / 31 \text{日} = 9,940 \text{円} \text{（10円未満切捨）【7月】}$$

$$\textcircled{1} > 25,700 \text{円} \text{、} \textcircled{2} < \textcircled{3} \text{ であるため、} \\ 25,700 \text{円} \times 8 + 9,810 \text{円} = 215,410 \text{円}$$

※ご注意

給付対象となる保育料は、基本的な教育・保育にかかった費用（基本料金）のみとなり、次のような費用は給付の対象となりません。

①付加的な教育・保育にかかった費用

- ・英会話、音楽教室等の受講料
- ・延長保育、一時保育等の利用料 など

②実費負担

- ・教材費、食事代、おむつ代、シーツのレンタル代、遠足費 など

③一時的な費用

- ・入会金、年会費 など

(3) 給付費の交付方法・スケジュール（今回の募集で選定された給付対象施設を利用する者）

次のスケジュールに沿って手続きを進めた上で給付費を交付する予定です。

令和7年6月	申請書の受付	保護者から、必要書類を添付の上、大阪市まで、申請書を郵送で提出していただきます。
令和7年9月	認定決定・不認定決定通知書の送付	大阪市内で申請内容を審査し、給付費の認定・不認定を決定し、保護者に通知を郵送します。
令和7年度中	実績報告の案内	大阪市から交付決定を受けた保護者に対し、実績報告のご案内を郵送します。
令和7年度中	実績報告等の受付・請求書の提出	令和7年度中にかかった保育料について、支払実績等を確認するため、保護者から大阪市内に実績報告書、保育料の領収書等をご提出いただきます。また、あわせて給付金の振込先の預金口座情報等を記入した請求書も提出していただきます。
令和8年5月まで	給付費の交付	大阪市内で実績報告を審査の上、保護者指定の預金口座に給付金を振り込みます。

(4) 交付申請書・実績報告の提出先

〒530-8201 大阪市北区中之島1目3番20号

大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼保利用グループ

(様式1)

年 月 日

認可外保育施設教育費給付にかかる給付対象施設応募申請書

大 阪 市 長 様

主たる事務所の

所在地（住所）

名称及び

代表者氏名

令和7年度認可外保育施設教育費給付にかかる給付対象施設募集に応募しますので、次のとおり、同意事項に同意の上、関係資料を添えて申請します。

記

1 申請しようとする施設

施設の名称	
施設の所在地	大阪市
事業開始年月日	年 月 日

2 同意事項

本募集にかかる審査及び給付対象施設として選定された後において、設置者、運営者が持つ利用者との契約及びその利用の状況、職員の勤務に関する契約及び出勤の状況、ならびに、教育・保育の内容に関する事項にかかる書類を大阪市職員が確認すること。

3 関係資料

別紙のとおり

担当者氏名・連絡先

担当者氏名	
所属部署	
住所	〒 ー
電話番号	
メールアドレス	

申請者・施設の概要について

1 申請者の概要

フリガナ	
名 称 (個人の場合は氏名)	
所在地 (個人の場合は住所)	
設立登記年月日 (個人の場合は不要)	年 月 日
主な事業内容	
資本金の額	円
雇用する職員数	名

2 申請施設以外に運営する教育・保育施設 ※適宜行を増やしてください

種 類	名 称	所在地	開設年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

※ 「種類」欄は、認可外保育施設、保育所、幼稚園、認定こども園等を記入してください。

3 役員等名簿 (個人の場合は本人のみ記入) ※適宜行を増やしてください

役職名	フリガナ 氏 名	性別	生年月日	住 所
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

※ この名簿により提出いただいた情報については、募集要項に規定する欠格事項の該当の有無を確認するため、照会に使用させていただく場合がありますので、ご了承ください。

5 申請施設付近の位置図

※ 申請施設付近の状況がわかる位置図を貼り付けてください。教育・保育の活動として公園等を利用している場合は、その公園等の位置もわかるようにしてください。

6 月極契約児童の在籍児童数（令和6年1月～令和6年12月）

	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6
0歳児						
1歳児						
2歳児						
3歳児						
4歳児						
5歳児						
計						
	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12
0歳児						
1歳児						
2歳児						
3歳児						
4歳児						
5歳児						
計						

※ 1日4時間以上かつ週5日以上教育・保育の実施を内容とする月極の利用契約を締結している児童について、各月1日時点（R6.4は利用開始日時点）の児童数を記入してください。

（再掲）各月の3～5歳児児童数

令和6年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

※ （上段）3～5歳児児童数、（下段）3～5歳児児童数のうち、大阪市内在住の児童数

7 管理者の履歴等

フリガナ 氏名		年齢	歳
現住所			
学歴（最終学歴） 年 月			
職歴（新順・詳細に）			
	期 間	勤務先名等	職名または内容等
(現職)	年 月～		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
公職歴（社会福祉活動、幼児教育、地域活動について）			
資格等（社会福祉関係、幼児教育関係）			
中長期的な 運営の方針 及び目標等	管理者が持つ施設の「中長期的な運営の方針及び目標」		
	「中長期的な運営の方針及び目標」を実現するための方法		
	日々の保育の中で大切にしていること。（施設の特色など）		

※ 「中長期的な運営の方針及び目標等」欄について、申請者が作成した書類等がある場合は、「別紙のとおり」と記入し、その書類を添付してください。

8 職員配置状況

(1) 保育従事者の配置状況 ※適宜行を増やしてください

	担当	氏名	年齢	資格の種類	常勤・非常勤の別	勤務時間(日)	勤務時間(月)	勤続年数	経年数
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
合計		※ 勤務時間(日)の合計を8時間で割り、小数点第1位を切り捨て(整数を記入)				÷ 8時間 =			

※ 令和7年1月1日時点の保育従事者のみを記入してください。

※ 「担当」欄は、管理者(専任ではなく保育従事者としても勤務する場合のみ記入)は「管理者」、各クラス担任はクラスの児童の年齢(4歳児クラスの担任であれば「4歳」、クラスが固定していないフリーの職員等は「保育」と記入してください。

※ 「資格の種類」欄は、「保育士」、「看護師」、「幼稚園教諭」、「子育て支援員」等を記入してください。この表において、「子育て支援員」とは、子育て支援員研修(地域保育コース(地域型保育))の修了証書を交付された者を指します。

※ 「常勤・非常勤の別」欄は、「常勤」または「非常勤」と記入してください。

※ 「勤続年数」欄は、申請施設における勤務年数を記入してください。

※ 「経年数」欄は、他施設も含めて保育従事者として勤務した年数を記入してください。

(2) 認可外保育施設指導監督基準上必要な保育従事者数

年齢	児童数			基準上必要な保育従事者数
	月極契約	その他	計	
0歳				
1歳				
2歳				
3歳				
4歳				
5歳～				
合計				

※ 「児童数」欄について、「月極契約」欄は令和7年1月1日、「その他」欄は令和7年1月における月極契約を除く一時預かり等を合計した平均的な1日当たりの利用児童数の見込みを記入してください。

※ 「基準上必要な保育従事者数」欄は、児童数をもとに、次の基準に従い、記入してください。
 0歳児：児童3人につき保育従事者1人、1・2歳児：児童6人につき保育従事者1人
 3歳児：児童20人につき保育従事者1人、4・5歳児：児童30人につき保育従事者1人
 年齢ごとの保育従事者数は小数点第2位を切り捨て(小数点第1位までを記入)
 「合計」欄の保育従事者数は、年齢ごとの保育従事者数を合計し小数点第1位を四捨五入(整数を記入)

9 委託事業者（運営を委託している場合のみ）

（1）委託事業者の概要

フリガナ	
名称 (個人の場合は氏名)	
所在地 (個人の場合は住所)	
設立登記年月日 (個人の場合は不要)	年 月 日
主な事業内容	
資本金の額	円
雇用する職員数	名
委託契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日

（2）委託事業者が申請施設以外に運営する教育・保育施設 ※適宜行を増やしてください

種類	名称	所在地	開設年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

※ 「種類」欄は、認可外保育施設、保育所、幼稚園、認定こども園等を記入してください。

施設における教育・保育の内容等について

1 審査項目(大項目) 1 管理者

- 各審査項目(小項目)に対する対応・考えを記入してください。

審査項目(小項目)		対応・考え
1	管理者は、認可外保育施設等の教育・保育施設の運営に携わった経験を有している。	
2	管理者は、中長期的な運営の方針及び目標を持ち、その実行に向けて、職員への指導力を発揮している。	

2 審査項目(大項目) 2 職員

- 各審査項目(小項目)に対する対応・考えを記入してください。

審査項目(小項目)		対応・考え
3	クラスの担任が固定しているなど、日々の教育・保育の中で職員間の役割と責任の範囲を定めており、また、その上で、主たる開所時間内において認可外保育施設指導監督基準に示す保育従事者の必要数を越える職員配置を行う時間を設けていることにより、安心・安全に教育・保育が提供できる職員体制となっている。	
4	人材育成にかかる研修計画等を作成した上で、職員会議や職員研修を行うための時間及び書籍等を確保するなどにより、職員一人ひとりの研修の機会が確保されている。	

3 審査項目（大項目）3 全体的な計画の編成

- 各審査項目（小項目）に対する対応・考えを記入してください。

審査項目（小項目）		対応・考え
5	全体的な計画が、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成され、保育の方針や目標に基づいて編成されている。	
6	全体的な計画は職員全員が参画して編成し、定期的に評価して、次への編成にいかしている。	
7	保育計画として作成する年案、月案、週案、日案、年間行事計画等について、相互につながりがあるものとなっており、全体的な計画とも整合性がとれている。	
8	保育の実践が記録され、可視化により共通理解ができるようになってきている。	

4 審査項目（大項目）4 生活と遊び

- 各審査項目（小項目）に対する対応・考えを記入してください。

審査項目（小項目）		対応・考え
9	保育所保育指針・幼稚園教育要領で示す5領域の内容を、生活や集団における遊びを通して総合的に身につけられるよう計画し、実践されている。	
10	3歳以上児の教育・保育において、個の成長と集団としての活動が充実するように保育環境が整えられている。	
11	3歳以上児の教育・保育において、集団の中で一人ひとりの個性が活かされ、友だちと共に過ごしたり、力をあわせながら遊びや活動が取り組めるように職員が適切に関わっている。	

5 審査項目（大項目）5 発達と援助

- 各審査項目（小項目）に対する対応・考えを記入してください。

審査項目（小項目）		対応・考え
12	こどもの発達と発達過程、家庭環境等から生じるこども一人ひとりの違いを十分に把握し、尊重している。	
13	こどもの欲求や要求に対して、そのつど気持ちを受け止めて対応し、こどもにわかりやすい穏やかな言葉使いで接している。	
14	泣くこどもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、こどもの状況に応じて、抱いたり、やさしく声をかけたりしている。	

6 審査項目（大項目）6 基本的な生活習慣

- 各審査項目（小項目）に対する対応・考えを記入してください。

審査項目（小項目）		対応・考え
15	食事、排泄、睡眠、着脱、清潔などの基本的な生活習慣の確立ができるような環境が整えられている。	
16	自分の健康に関心を持ち、病気の予防や健康増進のための習慣や態度を身につけられるような働きかけがされている。	
17	戸外で遊ぶ時間や環境が確保され、遊びの中で、こどもたちが自ら進んで体を動かすことができるような働きかけがされている。	

7 審査項目（大項目）7 人間関係

- 各審査項目（小項目）に対する対応・考えを記入してください。

審査項目（小項目）		対応・考え
18	こどもが自発性を発揮できるような働きかけをし、こどもたちが友だちと協同して活動できるような働きかけをしている。	
19	こども同士の関係をよりよくするような適切な言葉かけをし、けんかの場面では、危険のないように注意しながら、こどもたち同士で解決するように援助している。	
20	当番活動や順番を守る、あいさつができる、物を大切に扱うなど、社会的ルールや態度を身につけていくように配慮している。	

8 審査項目（大項目）8 自然・社会

- 各審査項目（小項目）に対する対応・考えを記入してください。

審査項目（小項目）		対応・考え
21	こどもが身近に動植物に接する機会をつくっている。	
22	散歩や行事などで、こどもたちが主体的に地域の人たちに接する機会をつくり、また、地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。	
23	季節や時期、こどもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える地域の伝統的な行事などを日常保育の中に取り入れている。	

9 審査項目（大項目）9 言語環境

- 各審査項目（小項目）に対する対応・考えを記入してください。

審査項目（小項目）		対応・考え
24	遊びや活動の中で、様々な話し言葉に触れる機会を設け、絵本の読み聞かせや紙芝居などを積極的に取り入れている。	
25	クレヨン・絵具・粘土・紙など、様々な素材や用具などをこどもが自分で考え選んで工夫して遊ぶことができるように用意されている。	
26	こどもが遊びの中で自由に歌ったり、踊ったり、いろいろな楽器を楽しんだりすることができ、身体を使った様々な表現遊びが取り入れられている。	

10 審査項目（大項目）10 小学校就学に向けた配慮

- 各審査項目（小項目）に対する対応・考えを記入してください。

審査項目（小項目）		対応・考え
27	小学校のことについて知ったり、小学生と交流したりすることで、こどもが小学校以降の生活について見通しを持てるようにする機会が設けられている。	
28	保護者が小学校以降のこどもの生活について見通しを持てるような場が設けられている。	

1 1 審査項目（大項目）1 1 こどもの人権の尊重

- 各審査項目（小項目）に対する対応・考えを記入してください。

審査項目（小項目）		対応・考え
29	こどもの基本的人権の尊重やプライバシーの保護についての考えをまとめたマニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
30	児童虐待を発見した場合の対応について定めたマニュアルが利用するこどもやその保護者の実態に応じたものとなっており、不適切な養育や虐待を受けていると疑われるこどもの早期発見に努めている。	
31	職員に対して、不適切な養育や虐待が疑われるこどもの特徴をはじめ、虐待に関する理解を促すための取組を行っている。	
32	職員による体罰や暴言、威嚇等起こりやすい状況や場面について、体罰等を伴わない援助技術を修得できるよう研修や話し合いを行っている。	

1 2 審査項目（大項目）1 2 教育・保育環境

- 各審査項目（小項目）に対する対応・考えを記入してください。

審査項目（小項目）		対応・考え
33	採光や換気、保温、清潔等の環境保健に配慮している。また、手洗い場・トイレは、明るく清潔で、こどもが利用しやすい設備が用意され、安全への工夫がされている。	
34	安心した環境の中で、自由に遊びに取り組めるよう配慮され、一人ひとりのこどもがくつろいだり落ち着ける場所がある。	
35	保育室の環境の色彩や音、家具や遊具の素材・配置等が工夫されており、安心して豊かな活動ができるように配慮されている。	

1.3 審査項目（大項目）1.3 食事の提供

- 食事の提供方法について該当するものすべてにチェックし、所定の箇所に記入してください。

<input type="checkbox"/> 自園調理 （調理員を雇用し、施設内の調理設備で調理する）	専任の調理員		氏名	資格
		1		
		2		
		3		
<input type="checkbox"/> 外部委託 （調理員の派遣を受け、施設内の調理設備で調理する）	委託先名称			
	派遣人数	人		
<input type="checkbox"/> 給食業者から搬入 （給食業者が調理し、施設に搬入する）	委託先名称			
<input type="checkbox"/> 関係施設からの搬入 （関係施設で調理し、施設に搬入する）	関係施設の名称			
	関係施設の住所			
<input type="checkbox"/> 弁当持参 （給食提供せず、家庭から弁当を持参する）				
（複数選択した場合は、その理由を記入してください。）				
（「関係施設からの搬入」、「給食業者からの搬入」を選択した場合、搬入の流れについて記入してください。）				
調理設備の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	（「無」を選択した場合、調理設備がなくても食事が提供できる理由を記入してください。）			
（食事の提供におけるアレルギーのある児童への対応について記入してください。）				
（おやつ提供時間及び提供方法について記入してください。）				

※ 「外部委託」、「給食業者から搬入」を選択した場合は、契約書の写しを添付してください。

- 各審査項目（小項目）に対する対応・考えを記入してください。

審査項目（小項目）		対応・考え
36	食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮する、こどもが友だちや職員と一緒に食事を楽しむ、こどもが配膳や後片づけなどに参加するなどにより、こどもが食べ物に関心を持つよう工夫している。	
37	食事の献立については、旬の物や季節感のある食材を活かし、行事食なども随時取り入れ、個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	
38	アレルギーや食中毒に対応するマニュアルが施設運営や利用するこどもの実態に応じたものとなっており、職員に周知徹底するとともに、食事の際、職員全員の認識のもと、アレルギーのあるこどもと他のこどもたちとの相違に配慮している。	

1 4 審査項目（大項目）1 4 こどもの健康管理・感染症予防

- 次の項目について、施設での対応を記入してください。

こどもの健康診断の実施について	
職員の健康診断の実施について (調理員の検便も含む)	
感染症への対応について	
こどものけが・病気への対応について	
(参考) 乳幼児突然死症候群の予防について	

- 各審査項目（小項目）に対する対応・考えを記入してください。

審査項目（小項目）		対応・考え
39	既往症や予防接種など保護者からこどもの健康に関する必要な情報が常に得られるように努め、一人ひとりのこどもの健康に関する情報を関係職員に周知している。	
40	体調のすぐれないこどもについては、保護者と確認し、食事の内容やその日の過ごし方について柔軟に対応している。こどもの体調悪化・けがなどについてはとくに留意して保護者に伝え、事後の確認をしている。	
41	感染症の予防と発生時等の対応マニュアルが施設運営や利用するこどもの実態に応じたものとなり、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催するなど、職員に周知徹底している。	

15 審査項目（大項目）15 安全管理

- 次の項目について、施設での対応を記入してください。

消火・避難等の訓練の実施について	
立地、建物構造を踏まえた火災、地震、津波時における対応について	
不審者の侵入時における対応について（施設外での活動時も含む）	
重大事故発生時の対応について	

- 各審査項目（小項目）に対する対応・考えを記入してください。

審査項目（小項目）		対応・考え
42	火災、地震、津波、不審者の侵入等への対応を示した安全管理マニュアルが施設周辺の状況や施設運営、利用することの実態に応じたものとなっており、定期的に避難訓練を行う等により、職員に周知徹底している。	
43	日常の安全管理や事故防止、耐震対策のため、設備等（遊具・玩具・用具・園庭など）の安全点検を定期的に行っている。	
44	事故の予防及び発生時の対応マニュアルが、あらゆる事故を想定した上で、事故発生時にはすぐに対応できるように構成されており、職員に周知徹底するとともに、事故発生の危険性の軽減策の1つとして、「慣らし保育」の仕組みを導入し、保護者が関心を持っているような場合には保護者に対し啓発を行うことができている。	
45	事故等による心停止等に対応するため、AED をすぐに使用できる環境を整えるとともに、管理者も含めた複数の職員が普通救命講習を受講している、または、受講を予定している。	

※ すでに「普通救命講習」を受講した職員がいる場合は、その修了証の写しを添付してください。

16 審査項目（大項目）16 保護者に対する支援

- 各審査項目（小項目）に対する対応・考えを記入してください。

審査項目（小項目）		対応・考え
46	連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行った上で、日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係がつけられている。	
47	個別の相談や送迎の際の対話など記録等によってそのことが確認できる。また、家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	
48	保護者との相互理解のために懇談会などの話し合いの場を設けたり、保護者の保育参加を行うなど、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	

17 審査項目（大項目）17 苦情解決・記録の管理

- 各審査項目（小項目）に対する対応・考えを記入してください。

審査項目（小項目）		対応・考え
49	苦情解決の体制を整備し、保護者への周知を行い、苦情を受け付けし解決を図った記録が適切に保管されている。	
50	こども一人ひとりの教育・保育、健康管理についての記録を統一した様式等により記録し、職員間で共有されている。	

応募資格（１）及び（２）を満たす旨の誓約書

大 阪 市 長 様

主たる事務所の

所在地（住所）

名称及び

代表者氏名

印

次の応募資格（１）及び（２）を満たす旨を誓約します。

記

- (1) 児童福祉法第34条の15第3項第4号イからル（※1）及び同法第35条第5項第4号イからル（※2）に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定義される暴力団（※3）及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと。

※1 児童福祉法第34条の15第3項第4号

次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び第35条第5項第4号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であり、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。第35条第5項第4号ホにおいて同じ。）が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理

由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- ア 申請者が、第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ト 申請者が、第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- チ へに規定する期間内に第7項の規定による事業の廃止の承認の申請があった場合において、申請者が、への通知の前日60日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- リ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

※2 児童福祉法第35条第5項第4号

次のいずれにも該当しないこと。

- イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第58条第1項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該保育所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者が、第58条第1項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ヘ 申請者が、第58条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第12項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ト 申請者が、第46条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第58条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第12項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- チ へに規定する期間内に第12項の規定による保育所の廃止の承認の申請があった場合において、申請者が、への通知の前日60日以内に当該申請に係る法人（当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所（当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- リ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

※3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（略）

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(様式5)

年 月 日

令和7年度認可外保育施設教育費給付にかかる給付対象施設募集要項
実地調査日程調整表

実地調査の日程調整について、次のとおりです。

令和7年1月～2月

月	火	水	木	金
1月27日	1月28日	1月29日	1月30日	1月31日
2月3日	2月4日	2月5日	2月6日	2月7日
2月10日	2月11日	2月12日	2月13日	2月14日
	—			

※ 都合が悪い日に「×」をつけてください。

※ 実地調査は3時間（午前10時～午後1時）ほどかかる予定です。

※ 書類審査において、条件に適合しなかった申請者は、書類審査のみで審査を終了し、実地調査は行いません。

送信先 メールアドレス：fb0134@city.osaka.lg.jp
大阪市保育・幼児教育センターあて

質問票 令和7年度認可外保育施設教育費給付にかかる給付対象施設募集要項

送信年月日		年 月 日
事業者名		
担当者名		
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	
質 問 内 容		

質問にあたっての留意事項

- 令和6年12月9日(月)から令和6年12月13日(金)までの間に、メールにて、大阪市保育・幼児教育センター(メールアドレス：fb0134@city.osaka.lg.jp)まで提出してください。
- メールタイトルの頭に【認可外 募集 質問】とつけてください。
- 質問に対する回答については、令和6年12月20日(金)(予定)に大阪市ホームページに掲載します。
- 質問内容が同じ趣旨の内容であると大阪市が判断した質問に対しては、1つの質問とみなし、まとめて回答する場合があります
- 電話や来訪等による口頭での質問については一切受付しません。

(様式7)
年 月 日

認可外保育施設教育費給付にかかる給付対象施設応募申請辞退届

大 阪 市 長 様

主たる事務所の
所在地（住所）
名称及び
代表者氏名

令和7年度認可外保育施設教育費給付にかかる給付対象施設募集に応募申請しておりましたが、今般、本申請について、当方の都合により、辞退します。

記

1 申請しようとしていた施設

施設の名称	
施設の所在地	大阪市
事業開始年月日	年 月 日
管理者氏名	
大阪市による立入調査 実施日（最新）	年 月 日
証明書交付あるいは 通知の年月日（最新）	年 月 日

担当者氏名・連絡先

担当者氏名	
所属部署	
住所	〒 ー
電話番号	
メールアドレス	